

2017年度事業報告書

2017年10月1日から2018年9月30日まで

特定非営利活動法人IATH

代表者氏名 理事長 今田並木子

1 事業の成果

下記事業において成果があった。

①セラピスト養成事業

・フラワーハートセラピーに関する認定校制度を見直し、認定校の運営の円滑化、認定講師の増員をはかった。

・オリジナルセラピーメニューを整備し、実施するセラピストに教育・ガイダンスを行い、計8名の認定セラピスト講師を輩出した。

②個人セラピー事業、グループセラピー事業

・広く一般にセラピーを体験したり心理学を学んでいただくことを目的とし、オリジナルセラピーメニューとして1回完結講座(セラピー)を整備した。各認定セラピスト講師により、広く実施され、セラピー普及に貢献した。

- ・花でサポート！ストレスマネジメント
- ・花とイメージの力
- ・お花と一緒にセラピー

・高齢者福祉施設向けフラワーハートセラピーボランティア事業を「はなばす号」という名称でスタンダード化し、広く提供できるように整備した。CSOアワードおおさか2018の選考を通過し、本事業に対して一定の評価を得た。

③フラワーアレンジメント事業

・当法人所属のセラピストにより各地でセラピーアレンジメントが実施された。

2 事業の実施に関する事項

定款の事業名	事業内容	実施回数	実施場所	
セラピスト養成事業	①部会			
	関東支部	5	東京	12月2日 IATH総会「エモーショナルフラワー」ワーク(講師:木村さん)
				2月18日 支部会『今後の活動計画検討』
				5月27日 ユング心理学勉強会
				6月10日 認定校説明会 テーマ別セラピー「ダイエット」 ユング・タイプ論勉強会
				8月26日 今後の活動予定
	東北支部	1	仙台	1月11日 定期総会のフィードバックと、今後の活動計画
	②勉強会実施			
	花でサポート！ストレスマネジメント	1	大阪	12月2日
	テーマ別セラピー「風邪予防」	1	大阪	1月30日
	ユング勉強会①	1	大阪	2月23日
	テーマ別セラピー「元気」	1	大阪	5月22日
	ユング勉強会②	1	大阪	6月13日
	花の心理分析勉強会	1	大阪	6月14日
	TA勉強会①		大阪	9月12日
	ベーシックコース	----	大阪	
	③セラピスト・講師養成			
	テーマ別セラピー講師養成「風邪予防」	1	大阪	1月30日
	ストレスマネジメント講師養成講座	1	大阪	2月16日
	テーマ別セラピー講師養成「元気」	1	大阪	5月22日
	④教育分析・SV	---		
	⑤資格試験	---		

定款の事業名	事業内容	実施回数	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数
個人・グループセラピー事業	①ボランティア活動				
		11	介護老人保健施設 みみはらデイサービス	2～3名	各回～20名
		6	介護老人保健施設 みみはら	2～3名	各回～10名
		11	ロ・スカーロしばはら・リ ポーン	1～2名	各回～20名
		1	デイサービス あ・まノ マノ	2名	20名
	1	ショートステイクすくす	2名	29名	

I. 普及活動

1. 勉強会(カウンセラー・セラピスト養成のための勉強会)

東京 ユング心理学	計2回
大阪 ユング心理学	計2回
大阪 花の心理分析	計1回
大阪 TA勉強会	計1回

2. セラピスト活動

【お花と一緒にセラピー シリーズ】

テーマを体感するセラピー。花のワークを通してセラピーの効果を深め、日常生活に活かす。

(大阪)

開催日: 随時 開催場所: ドーンセンター・東京ウイメンズプラザ

2018/1/30	①「風邪予防」
2018/5/22	②「元気」
2018/6/10	③「ダイエット」

同時に講師養成講座を開催し、IATH認定講師として認定

3. セミナー講師派遣

【JEUGIAカルチャー】

「コミュニケーション心理アドバイザー資格認定講座(1day)」を開催

(大垣) 募集設定12回

開催事項 参加者 3名 開催回数 2回 開催場所 アクアウォーク大垣

(岐阜) 募集設定12回

開催事項 参加者 1名 開催回数 1回 開催場所 モレラ岐阜

(有松) 募集設定12回

開催事項 参加者 4名 開催回数 2回 開催場所 イオンモール有松

(大府) 募集設定12回

開催事項 参加者 0名 開催回数 0回 開催場所 リソラ大府

4. 認定校制度

認定校説明会実施

関東 6月10日 東京ウイメンズプラザ 12名

大阪 6月14日 ドーンセンター 6名

新規認定校・認定講師 8名 各本拠地でセラピー普及・セラピスト養成活動開始

II. カウンセリング事業

1. 個別カウンセリング 2. グループカウンセリング 3. メールカウンセリング

上記予約制(随時)にて実施。

III. 広報

1. 協会ホームページ・Facebook
2. メール配信システムによる告知・連絡など
3. 無料広告サイトによる講座案内

IV. 社員総会の開催状況

■ 2017年 定期総会

1. 開催日時 平成29年12月2日(土) 午前11時30分

1. 開催場所 大阪NPOセンターセミナースペース(大阪市中央区平野町一丁目7番1号堺筋高橋ビル5F)

1. 総社員数 136名

1. 出席社員数 53名 (内訳 本人出席 9名 委任状出席 44名)

1. 議長選任の経過

定刻に至り理事長今田並木子の挨拶を経た後、司会者が開会を宣し、本日の社員総数は定款に基づき定数を満たしたので、有効に成立した旨を告げ、議長の選任方法をはかったところ、満場一致をもって今田並木子が議長に選出された。

1. 議事の経過の要領及び議案別議決の結果

第1号議案 事業報告書及び活動計画書・貸借対照表・財産目録承認の件

今田理事長より本件の詳細報告を行い、議長は監事より当法人の2016年度(2016年10月1日から2017年9月30日まで)における本案についての監査について詳細報告をさせた後、これらの承認を求める旨を議場に諮ったところ、満場異議なく可決承認した。

第2号議事 2017年度事業・予算計画、および法人内財務管理ルールについて

南理事より本件の詳細説明を行った。質疑応答を経た後、議長はこれらの承認を求める旨を議場に諮ったところ、満場異議なく可決承認した。また、法人内の財務管理ルール案を示し説明を行った。議長はこれらの承認を求める旨を議場に諮ったところ、満場異議なく可決承認した。

第3号議事 定款変更申請の件

議長は、議場にて全員に当法人が法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したうえで、定款変更について、

①鑑たる事務所 1.東京都渋谷区渋谷二丁目7番5号 2.名古屋市中区錦二丁目19番21号 の2か所の廃止

②法改正(平成24年4月施行)に伴う変更

③総会および理事会開催の経費削減や時間短縮をはかるための変更

④法改正(平成28年6月成立)に伴う変更

尚、この変更は、所轄庁の定款変更の認可をもって効力を生ずるものとして、上記変更案を示しその承認を全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第4号議事 認定校制度の改定およびそれに伴う資格級区分の改定の件

議長は、フラワーハートセラピー普及のための認定校、およびセラピスト養成事業の拡充のために、養成プログラムと認定校制度の改定案、およびそれに伴うフラワーハートセラピスト資格の級区分の改正案を示し、その承認を全員に諮ったところ、全員これを承認し、級区分の改正について可決された。また、示した認定校制度及び養成プログラム案をもとに検討を加えたいうえで運営化することが承認された。

尚、平成29年9月18日(祝・月)に行った臨時総会の決議に伴い、前理事長■■■■氏に対する請求、NPO法人JETTAに対する立替金返金請求を行うことを確認した。(※1)

【補足:臨時総会における決議】

第2号議事 過年度会計の疑義ある支出(取引)について

(尚、理事長の■■■氏から前日に届いた書簡に■■■■理事長の理事辞任届が同封されており、総会にてその辞任届を受理したため、下記には前理事長として記載する。)

●決議1:

「採用教育費」として、2011年6月30日以降2015年9月4日までの間、概ね毎月20万円がIATHより前理事長の■■■氏名義の銀行口座に振り込まれていた36件の取引について、総額672万円の36件の取引には、取引根拠 ① IATHからの依頼、契約書 ②■■■氏からの請求明細書、領収書 ③業務実施の実態を示すものが無い。よって、「総額672万円の36件の取引を認める、もしくは、認めない」について決議をとったところ、満場一致で「総額672万円の36件の取引は認めない。」と決議された。

●決議2:

法人内解決の目指すところは、「不適切な取引」を修正することで、法人運営の正常化を図ること。決議①を受け、認められない取引は、それらの取引が無かったものとして修正処理し、支払われた全額を回収する必要があるとし、「取引を修正するためにIATHより前理事長の■■■氏に支給額の全額返金請求をする」について決議をとったところ、満場一致で「取引を修正するために、IATHより前理事長の■■■氏に支給額の全額返金請求をする。」と決議された。

●決議3:

前理事長の■■■氏に「講師雑給」として支給されていた報酬の中に、規定にない請求(総額 212,664円)が含まれていた。これらは支給根拠がない。①総会や学会出席に対する報酬規定はなく、他の役員等も報酬請求していない。②説明会と称する業務に対する報酬規定はない。以上のことから、「総額 212,664円の報酬請求は認められず、その支給された全額返金を請求する。」について決議をとったところ、満場一致で「総額 212,664円の報酬請求は認められず、その支給された全額返金を請求する。」と決議された。

以上をもって本日の議事が終了したので、その他連絡事項等を経た後、議長は午後3時に閉会を宣言した。

(※1)

【追記事項】NPO法人JETTAに対する立替金の返金請求に対する対応について

5月9日 大阪府市民協働課にNPO法人JETTA立替金返金について相談(JETTAが大阪府管轄のため)

- ・行政としては介入できないが、JETTAへの立替金返金請求は送っておいた方が良い。
- ・JETTAは事業報告を行っていないため、2018年末ごろに認可取り消しの可能性がある。

7月11日 大阪府市民協働課にNPO法人JETTA立替金返金について再度相談

JETTAは事業報告や総会の実施等を怠り、2018年11月には認定の取り消し対象になり、理事長の■■氏も処分を受けることになるとの旨説明があったが、その件に関する現在の状況と、今なお立替金の返金がなされないことに対して所轄庁の見解をヒアリング。

- ・JETTAの業務改善はなされていない。登記上の理事長である■■氏に毎年通達が届いているはず。
- ・所轄庁がJETTAに対して返金するように働きかけることはできない。
- ・JETTA内に立替金が存在することを周知する必要がある、との見解を得た。
- ・届け出のあるJETTAの役員情報について情報開示請求を行った。

8月3日 ・JETTAの理事長の■■氏を含む役員4名に立替金返金請求書を送付

8月25日 JETTA関係者より書簡が届く

- ・JETTAの役員のうち2名は宛所不明にて返送された。
- ・1名は反応なし。
- ・事務代理と名乗る者1名より回答書が届く。
- ・証憑なく、「振替金返還請求書」が同封されている。(立替金、未払金ではなく「振替金」のため対応不能、対応せず)
- ・JETTAの内部事情と思われる内容を面々と書き綴った文書が同封されていた。(ただし、当法人とは無縁の内容のため対応せず。)

V 理事会その他の役員会の開催状況

■第1回理事会

日時 2017年11月30日(木)10:00~20:00

場所 大阪NPOセンター内IATH事務所打ち合わせスペース

2016年度会計報告と監査報告に関する説明のため監事・事務局が本理事会に臨席することを承認した。

本理事会は、2017年度定期総会前に理事長が招集するものである。

1. 2016年度会計報告と監査報告

事業報告書・活動計算書・貸借対照表・財産目録の確認と監査報告書の確認と承認。

承認後、所轄庁へ提出することを議決した。

2. 2017年度活動予算案と事業計画の確認

活動事業に係る予算案及び事業計画案の確認と承認。承認後、所轄庁へ提出することを議決した。

3. 定款変更について

NPO法改定による定款変更の確認と承認。承認後、所轄庁及び法務局へ申請することを議決した。

4. 認定校制度、講師養成講座、資格名称見直し案について

今期より新たに講座展開を進めていく為のカリキュラムの改訂、資格名称の変更、講座料金見直し、認定校制度の改訂についての意見交換を実施。今後も検討の必要があるという認識で一致した。

5. 定期総会について

総会プログラムの確認とワークショップの内容の検討と講師料についての取り決めを行う。

ストレスマネジメント講座受講料500円

エモーショナルフラワー講座受講料500円

関東から参加の講師に交通費補助15000円支払いすることを確認。承認された。

6. 経理ルールの検討

決済方法の確認。資金運用のルールの検討と確認。

通帳の管理、小口現金の管理は事務局で行い、定期的に監事が監査の上、理事へ報告する。

運営上必要であろうと思われる契約及び物品の購入については、稟議書及び見積書の提示を理事へ申請した後、理事会の承認決済を経て、それを行うことと議決した。

7. 会員証の発行について

8. (株)シェルメール及び元理事長である●●●●氏に対する三木秀夫弁護士との相談の方向性の打ち合わせ
(株)シェルメール代理人からの返答に対する姿勢の確認。
9. ■■氏代理人弁護士村尾裕二氏への対応について
■■氏に対する『連絡』の返答が未だに無い旨、総会及び総会報告で会員の皆様へ報告。
村尾弁護士からの返答がない場合は、諸機関への相談を行うことを検討した。
- 10、テキスト作成について
テキストの作成料及び販売代金の検討。経費を考慮の上、販売価格や印刷部数等を検討した。
- 11、総会後の所轄庁及び法務局への申請について
事務局からの説明と担当者の確認と承認。総会決議後、速やかに行うことを決議した。

■第2回理事会

1. 開催日時:平成30年6月12日 17時～

1. 開催場所:大阪市中央区平野町一丁目7番1号堺筋高橋ビル5F 大阪NPOセンター 打ち合わせコーナー

1. 理事総数:3名

1. 審議事項:2017年9月18日実施の臨時総会決議に関する現在までの対応についての確認及び承認と今後の方針について

1. 議事の経過の概要及び議決の結果

上記のとおり理事が出席したので、今田並木子理事長が議長となり、議案の審議に入った。

以下の確認事項について本議場にて臨時総会以降の経緯について理事全員が確認を行った。

【確認事項①】

2017年10月19日(木)、ドーンセンターにおいて、前理事長の■■氏の代理人村尾弁護士に、当法人より■■氏に宛てた書面「ご連絡」(全3枚)を手渡し。村尾弁護士より「連絡事項に関して11月30日までに回答を提示する」と口頭回答を受けた。(監事、事務局が対応)その件に関して、サイボウズにて理事会に報告をうけ、確認をした。

【確認事項②】

①の11月30日までに回答を得られなかったため、2017年11月27日、12月4日、12月18日に、監事より村尾弁護士に対して回答を催促したが、一切返信は無かった。この件に関して、監事よりサイボウズにて理事会に報告を受け、確認した。

【確認事項③】

2018年3月19日付で村尾弁護士に対し、10月19日に約束した回答が提示されないことに対する説明を求める書簡を送付。説明と、10月19日の連絡書面に関する回答を3月末までに提示するように要求したが、回答無し。この件に関して、サイボウズにて理事会に報告を受け、確認した。

【確認事項④】

2018年4月5日 大阪弁護士会の法律相談を受ける。③により回答が得られないため、今後の対応策を相談。(担当弁護士は金坂好喜弁護士)まずは村尾弁護士が■■氏代理人であることを村尾弁護士本人に確認するように指導を受けた。この件に関して、サイボウズにて理事会に報告を受け、確認した。

【確認事項⑤】

④の指導を受け、今田理事長が村尾氏に電話にて説明を求める。2018年4月18日、19日の2回にわたり③の書簡に関する回答を書面で提示するよう求めるが、電話でのあいまいな口頭回答にとどまる。■■氏の代理人であるとの発言はあったが、その詳細を明確にするに至らず、IATHにとっては不誠実な対応であると受け取った。この電話に関する報告はサイボウズにて今田理事長より報告を受け、理事会で確認した。

【確認事項⑥】

2018年4月26日大阪弁護士会市民相談窓口にて⑤の村尾弁護士の対応について苦情相談。村尾弁護士の対応は不誠実ではある一方、弁護士規定の範疇であるとの見解。ただし、■■氏に関する一連の事件に関しては、問題が大きく、総会決議があったとしても、素人判断で進めることは法人役員の「善管注意義務」が果たされない可能性があるとして指摘を受ける。問題解決に向けて法律家の見解を得るべき。大阪弁護士会より弁護士紹介を受けて法律相談で対応策を整理するように指示を受ける。5月1日に弁護士紹介の予約を取る。以上についてサイボウズにて報告を受け、理事会で確認した。

【確認事項⑦】

2018年5月1日に大阪弁護士会より服部弁護士を紹介いただき、法律相談を受ける。臨時総会に至るまでの経緯から現在に至るまでの説明を行い、対応策を複数提示していただく。その中で、IATHの財政等も鑑み、また法人の不利益を最低限に抑える手段として、

(1)村尾弁護士に「受任通知」を提示する依頼を内容証明にて送付すること。

(2)警察に被害相談に向うこと。

を助言いただく。他の対応策については、理事会で財政面も考慮して方針を立てるように助言いただいた。

これらの対応策と、相談内容については、サイボウズにて報告を受け、理事会で確認した。

(1)(2)については、実施することを確認し、実施を監事及び事務局に指示した。

【確認事項⑧】

2018年5月17日受任通知を請求する書面を作成し、内容証明として村尾弁護士に送付。この件についてサイボウズにて理事会は報告を受け、確認した。

【確認事項⑨】

2018年6月1日村尾弁護士からの受任通知がIATHに届いていることを確認。サイボウズにて理事会は受け取りと受任通知の内容の報告を受け、確認した。

【確認事項⑩】

警察への相談に先立ち、IATH口座より名義人が「ナカイセイコ」として■■氏口座に支払われている件について、2018年6月1日三菱UFJ銀行瓦町支店及びBizステーション電話窓口双方に口座取引履歴の情報開示を依頼した。瓦町支店、及びBizステーションでは情報開示ができないため、口座開設の谷町支店に相談してほしい旨銀行より回答を受けた。この件についてサイボウズにて理事会は報告を受け、確認した。

【確認事項⑪】

2018年6月6日三菱UFJ銀行谷町支店に取引履歴の情報開示を依頼。谷町支店より回答待ち。この件について、サイボウズにて理事会は報告を受け、確認した。

【確認事項⑫】

2018年6月12日現在、谷町支店より回答がまだ得られていない旨、本理事会で確認。回答に応じた対策案を検討。

(1) 情報開示を受けた場合：不正と思われる履歴があった場合は、その履歴をもとに警察に被害相談を行う。不正と思われる履歴が新たに見つからなかった場合、⑩の履歴と、採用教育費が架空計上であることを争点として、被害相談を行う。

(2) 情報開示が受けられなかった場合：⑩の履歴をもとに、銀行口座の情報開示が受けられなかったことを説明し、調査してほしい旨を被害相談で伝える。

尚、警察への相談の担当は、監事と事務局があたることを理事会で指示した。

【確認事項⑬】

⑥⑦の法律相談時に、総会決議に基づく■■氏への請求書の発行は法的には問題がなく、請求書として発行すべきとの見解を受けたので、請求書を発行し、内容証明で代理人の村尾弁護士に送付することを確認承認した。

確認事項①～⑬について、理事メンバーが確認したことを本理事会で再度確認、対応について承認した。

尚、警察への相談は、銀行からの回答を得た時点で行うこととし、その結果をサイボウズにて逐次理事会に報告するように指示。警察への相談結果をもとに、今後の対応策を新たに検討することとする。必要に応じて、大阪弁護士会もしくは⑦で対応くださった服部弁護士へ法律相談を行うこととする。以上を議場で諮ったところ、満場一致で可決、逐次対応を行うことを確認した。

【追記事項】

【確認事項⑪】についての後日対応

2018年6月19日銀行からの回答

【5万円の振り込み内容】 Bz station ID: ふわせいこ(ひらがな表記)

振込先・振込口座は■■氏個人の銀行口座

さらなる調査は、警察を通じてとなる。

【確認事項⑫】

大阪府警曾根崎署に被害相談(相談窓口担当2名、刑事第二課知能犯係係長が担当)

(相談① 確認事項⑪の件に加え、2017年臨時総会での決議、過年度の会計調査に関して説明・相談)

<警察の見解>

- ・資料と説明から、元理事長の●●●●氏と前理事長の■■■■氏による「横領・背任」と言える。
- ・ただし、横領、背任についても時効があるため、過年度全てが対象になるわけではない。
- ・国家組織として動くためには、検挙するための確実な証拠が必要で、「横領・背任」と認識できる事象であっても、確証を示すのはかなりの手間と時間を要する。
- ・本件の場合、後付け理由で言い逃れできる可能性があるため、立証が難しく、被害側の負担が大きい。
- ・資料と説明からは、民事ではかなりの確率で勝訴となると考えられる要素がある。
- ・このようなケースは法人(IATH)の性質を考えれば、現実的には「損切」(法人内の不祥事)として今後の活動に注力する方が負担が少なく、法人としての不利益が少なくなる可能性が高い。

(相談② 法人会員、役員等が恫喝行為、嫌がらせ等を受けている件について)

前理事長の■■氏による恫喝行為、SNSによる嫌がらせ行為、事務所への不法侵入・不法投棄の疑いについて説明(当該人物でないとできない行為であることが明らかな案件)

<警察の見解>

- ・相談案件の記録は曾根崎署に残る。管轄を越えて曾根崎署も同時対応する。
- ・対象者(加害側)両名の名前・住所は法人登記情報を元に警察に記録。何かあればすぐに対応する。

【確認事項⑬】

村尾弁護士宛に、請求書を発送した。返金、回答は一切無し。

■第3回理事会

1. 開催日時:平成30年6月12日 17時15分～

1. 開催場所:大阪市中央区平野町一丁目7番1号堺筋高橋ビル5F 大阪NPOセンター 打ち合わせコーナー

1. 理事総数:3名

1. 審議事項:

- ① 認定校制度見直しに伴う「認定校ガイド」の改定の発行及び施行日について
- ② 会員約款・規定 倫理規定の改定とその公布及び施行日について
- ③ IATHが依頼を受けたボランティア担当者への交通費支給の件について
- ④ 事務局スタッフへの交通費支給と手当の件について
- ⑤ NPO法人向けサイボウズサービスの利用の件について
- ⑥ 講座講師契約、講座デザイン依頼、教材作成に関する契約の件について
- ⑦ 役員の交通費の件

1. 議事の経過の概要及び議決の結果

上記のとおり理事が出席したので、今田並木子理事長が議長となり、議案の審議に入った。

審議事項に上げる①～⑥について、理事全員が確認を行った。

【① 認定校制度見直しに伴う「認定校ガイド」について】

1. 認定校制度見直し、及び2017年12月4日の理事会で承認されたフラワーハートセラピストの資格体系の改定に伴い、フラワーハートセラピスト養成講座のプログラム構成を見直し、それをもとに認定校制度、認定講師制度を再構築し、「認定校ガイド」を改定した。また、認定校及び認定講師の登録料及び年会費を見直し、認定校ガイドの付帯資料とした。検討会やサイボウズ上の意見交換を経て、2018年4月中に理事の確認と発行承認が得られたので、認定校ガイドの発行日を2018年5月1日とした。

2. 新しい認定校ガイドに基づく認定校制度を運用するにあたり、2018年6月14日に大阪ドーンセンターにて、また、関東支部からの要望により、6月10日に東京ウイメンズプラザにて認定校説明会を実施することとした。尚、説明会に先立ち、理事の承認を得、発行された認定校ガイド及び付帯資料を現IATH会員向けにホームページ上で公開した。

3. 認定校説明会を経て、上記1. 2. を本理事会にて確認したことをもって、本理事会当日を認定校ガイドの施行日とする事を確認した。上記1. 2. 3. を確認のうえ、承認を得た認定校ガイドの施行日を当日とすることを議場に諮ったところ、満場一致で可決されたので、当日より運用を開始することとする。また、理事長より現在までに認定登録講師、認定校である者には、付帯資料の年会費に基づき、年会費を請求することを事務局に指示した。

【② IATH会員約款・規定 倫理規定の改定について】

1. 今後のIATHの運営のために、2014年6月1日改定の会員約款・規定 倫理規定について、①語彙の改訂②会員継続のための制度(休会、復会など)の見直しが急務であったため、検討会やサイボウズ上での意見交換を経て改定を行い、2018年3月2日に改定版が理事によって確認承認された。

2. 会員規定における制度の運用開始は、混乱を防ぐために期初の2018年10月1日であることを示したうえで、現IATH会員向けにホームページ上で公開した。

上記1. 2. の経緯を本理事会で全員が確認したうえで、改定した会員約款・規定 倫理規定の施行日を2018年10月1日とすることを議場に諮ったところ、満場一致で可決された。尚、改定版の内容については、次回定期総会にて社員に説明の時間を設けることを予定することを確認した。

【③ IATHが依頼を受けたボランティア担当者の交通費支給の件】

IATHが依頼を受けたボランティア担当者への交通費支給について、実施先より交通費支給が得られない場合、または支給額が不足している場合は、交通費全額もしくは、不足分の交通費をIATH事業費より補填し、担当者に支給することを、5月3日に理事会にて確認した。加えて、①交通費の支給は、1回3名までとすること。②交通費支給上限額は、1回1人

【④ 事務局スタッフへの交通費支給と手当の件】

事務局スタッフへの交通費と食事手当について

- ① 事務所勤務する際の交通費の全額支給。
- ② 昼食時を含む勤務を行う場合は、食事手当として1回1,000円を支給する。

以上①②について議場に諮ったところ、満場一致で可決した。

業務に関しては、法人財政が確保されるまでは、当面ボランティアでの依頼をお願いするが、業務回数などに応じた謝礼等の検討を引き続き行い今期中に決定することを確認した。(勤務回数、担当業務、などに分けて検討する。)

【⑤ NPO法人向けサイボウズサービスの利用の件】

役員のグループ討議や、支部グループなどの情報交換など、法人活動の活性化のために、該当サービスを採用することとする。今後の予定としては、8月初旬より試用期間(約30日)を経て9月より運用開始できるように準備を進めることとする。以上について可否を議場に諮ったところ、満場一致で可決した。

【⑥ 講座講師契約、講座デザイン依頼、教材作成に関する契約の件】

現在の養成講座等に合わせて具体的に数値化し、検討を進める。今期中に案を作成し、理事会での承認を踏ったうえで運用を開始できるように早期に進めることを確認した。本件についても、今期中に決定することを確認した。

【⑦ 役員の交通費の件】

役員の交通費支給について、規定を作成した。(2018年6月12日発行)各々確認し、その規定について可否を議場に諮ったところ、満場一致で可決した。

上記の決議と確認事項に従い、引き続き理事会が運営を執り行うことを確認した。